

養育医療の給付を申請される方へ

【制度の概要】

この制度は、町田市にお住まいの新生児で、医師が入院養育の必要を認めた方に医療の給付を行うものです。申請書類を審査し給付を決定しますと、医療券が交付されます。審査の結果、必ずしも申請が認められるとは限りませんのでご注意ください。

指定医療機関の窓口で医療券と健康保険証を提示することにより、医療の給付を受けることができます。

【給付の対象等】

1 給付の対象	<p>次の(1)又は(2)に該当する新生児</p> <p>(1) 出生時体重2,000グラム以下の方</p> <p>(2) 生活力が特に薄弱であって、次のいずれかの症状がある方</p> <p>ア 一般状況（運動不安・けいれん・運動異常）</p> <p>イ 体温が摂氏34度以下</p> <p>ウ 呼吸器、循環器系（強度のチアノーゼが持続、呼吸数が毎分30以下等）</p> <p>エ 消化器系（生後24時間以上排便がない、48時間以上嘔吐が持続等）</p> <p>オ 黄だん（生後数時間以内に出現、異常に強い場合等）</p>
2 対象となる医療の範囲 および徴収金	<p>入院中の医療費（健康保険適用）の自己負担分および入院中の食事代（ミルク代）の自己負担分が対象となります。（※医療券の有効期間外の医療費・通院医療費・保険適用外の医療費（個室料・おむつ代等）は、助成の対象となりません。）</p> <p>養育医療には住民税額に応じて徴収金が設定されています。そのため申請者等の税額を公簿にて確認させていただきますのでご了承願います。</p> <p>ただし、町田市ではその分について乳幼児医療費助成制度（マル乳医療証）で助成しますので、自己負担（徴収金）は発生しません。その手続きのため、申請時にマル乳医療助成費支給申請書及び委任状の提出が必要となります（書類は保健予防課からお渡しします。）。</p>
3 医療券の有効期間	<p>意見書に記載されている治療見込期間に基づき、有効期間を決定します（最長で満1歳の誕生日の前日まで）。</p>
4 医療機関	<p>指定養育医療機関</p> <p>指定の医療機関に該当するかどうかはお問い合わせください。</p>

【医療券交付の流れ】

医療券交付までには、保健予防課の窓口へ申請書類を提出してから3週間程度かかります。（ただし、申請書類について不備がある場合や申請者及び医療機関に内容の確認を行う場合、手続きに遅れが生じることがあります。）

- ① **申請者**は申請書等を記入し、保健予防課の窓口（市庁舎7階）または郵送にて申請する。（意見書は指定医療機関が記入）
- ② **保健予防課**は申請書等受理後審査し、認定の場合、申請者に医療券を交付する。（3週間程度）
- ③ **申請者**は医療券を指定医療機関に提示する。

【必要書類】

1 養育医療申請書	保護者の方が記入してください。
2 養育医療意見書	指定医療機関の 主治医 に記入、押印をしてもらってください。 ※文書料はご負担ください。また、意見書の内容について、必要に応じて治療内容等を問い合わせる場合があります。
3 世帯調書	保護者の方が記入してください。
4 ㊦・㊧医療助成費支給申請書	保護者の方が記入・押印してください。
5 委任状	保護者の方が記入・押印してください。
6 アンケート	保護者の方が記入してください。
7 個人番号(マイナンバー)に関する書類および申請者の本人確認書類	窓口にて申請の場合には書類の提示、郵送にて申請の場合には書類の写しの添付が必要です。詳しくは4ページをご覧ください。

<その他>

町田市で課税状況を確認できない場合など、住民税（非）課税証明書の提出をお願いすることがあります。お子様が多胎児の場合、6・7以外の書類はお子様の人数分必要です。書類を請求される際に担当者にお申し付けください。

【医療券交付後の手続き】

発行される医療券には、指定医療機関名・お子様の保険証の記号番号等が記載されています。**指定医療機関を転院する場合、お子様の保険証が変更された場合等は、別途医療券の発行の手続きが必要となりますのでご注意ください。**申請書類が必要な場合は、お問い合わせください。

事 項	必要な書類	備 考
転院する場合	養育医療申請書 追加意見書 養育医療意見書	追加意見書：転院前の医療機関に、転院の事由を記入してもらってください。 養育医療意見書：転院先の医療機関に、入院の事由を記入してもらってください。
住所・保険証等を変更した場合	変更届 発行済みの医療券	※医療券は、申請の際に使用中の場合、提出を省略することが出来ます。
医療券を紛失した場合	養育医療申請書	
医療券の有効期間を延長させる場合	継続申請書 継続意見書 世帯調書	※継続申請により有効期間の延長を行った場合も、有効期間は最長で満1歳の誕生日の前日までです。

※ 退院後の再入院の場合、養育医療の対象となりません。

※ 養育医療券が送付される前に既に医療費を支払済みの場合は、医療機関で精算してください。（町田市へ医療費を請求することはできません。）

【マイナンバー（個人番号）に関する書類および申請者の本人確認書類について】

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）」（マイナンバー法）施行に伴い、養育医療の申請手続きにはマイナンバー（個人番号）が必要となります。申請の際には、①マイナンバーのわかる書類および②申請者の本人確認書類が必要です。

①②とも、申請の際、窓口にて提示をお願いします。郵送で申請の場合は、それぞれ書類のコピーを同封してください。

①マイナンバーのわかる書類（マイナンバーが必要な方全員分）

マイナンバーカード、マイナンバーの通知カード（氏名・住所等に変更がないもの）、マイナンバーが記載された住民票の写し 等
※お手元がない場合はご相談ください。

＜マイナンバーが必要な方＞

- ・受診者（児童）本人
- ・申請者
- ・世帯調書に記載した方全員（住民税課税の方の扶養に入っている場合や、高校生以下の場合には不要）

②申請者の本人確認書類

1 一点確認書類（写真で本人と識別できるものに限る）
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳等
2 二点確認書類（氏名及び生年月日又は住所が記載されているもの）
健康保険証、介護保険証、年金手帳、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、年金証書、社員証、学生証、学校が発行した在学証明書、医療受給証等

※ お子様のマイナンバーを確認する書類については、出生直後でマイナンバーの通知がまだお手元に届いていない場合は省略できます。

※ 受診者の親権者ではなく、代理人の方が申請する場合には、①、②の書類に加えて、③委任状等代理権を確認できる書類が必要になります。

問い合わせ先	〒194-8520 東京都町田市森野2-2-22 町田市保健所保健予防課保健予防係（市庁舎7階） 電話 042-725-5422
--------	--